

名古屋市告示第407号

有料公園施設の供用月日及び供用時間の変更について

名古屋市都市公園条例（昭和34年名古屋市条例第15号）第18条の4第2項の規定により、次のとおり有料公園施設の供用月日及び供用時間を変更しますので、名古屋市都市公園条例施行細則（昭和34年名古屋市規則第14号）第6条第3項の規定により告示します。

令和7年8月1日

名古屋市長 広 沢 一 郎

1 有料公園施設の名称

徳川園庭園

2 変更内容

- (1) 令和7年8月12日を供用する日に変更します。
- (2) 令和7年8月12日から同月16日までの供用時間について「午前9時30分から午後5時まで」を「午前9時30分から午後8時まで」に変更します。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課